

## 【Q & A】 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業

質問内容	回答
1 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
2 令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となることだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
3 訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。
4 施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。（ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。）
5 「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用」について、 ①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染防止対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。	①お見込みのとおりです。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液、清拭クロスなどとなります。 ③については、パーテーション及びパルスオキシメーターに限ります。 ④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積もりのみは不可）、補助対象として差し支えありません。
6 費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することとなります。
7 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（保存期限：5年間）、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
8 No.7の証拠書類について、衛生用品を法人一括で購入した場合、納品書や領収書等を事業所単位に分ける必要があるか。	法人単位で一括購入した場合は、一括購入の合計額の領収書等で良いが、事業所ごとに按分したことが分かるように整理しておいてください。（事業所別内訳書などの作成。）